

秋田県町村電算システム共同事業組合職員の  
職務に専念する義務の特例に関する条例

平成25年4月1日  
条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務専念義務の免除)

第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、任命権者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 職員としての研修を受ける場合
- (2) 職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) その他管理者が定める事由に該当する場合

(委任)

第3条 管理者は、前条の承認の基準について、必要な事項を定めることができる。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。